

天理市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正（案）

天理市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

1. 第1条中、

「地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）」を「地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）」に変更する。

2. 第1条中、

「連携計画」を「形成計画」に変更する。

3. 第3条中、

第1号から第3号までの「連携計画」を「形成計画」に変更する。

附 則

この規約は、平成27年3月26日から施行する。